

IP 通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス） 【現改比較表】 2024年12月20日現在

～2025年1月31日

2025年2月1日～

[\(令和7年1月14日現在\)](#)

目次（略）

第1章 総則

第1条（略）

（用語の定義）

第2条（略）

用語	用語の意味
1～12（略）	（略）
13 IP通信網利用回線	<p>(1) 削除</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に定める第2種契約（当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）又は当社のIP通信網サービス契約約款 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に定める第6種契約（当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）に係るDSL回線又は光アクセス回線であって、第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p> <p>（注1）（略）</p> <p>（注2）本欄(2)に規定する第6種契約は、次に掲げる区別、品目又は通信又は保守の態様による細目に係るものとします。</p> <p>ア カテゴリー1に係るもの</p> <p>タイプ3（<u>コース1（1Mb/s 品目を除く）又はコース1の2</u>に係るものに限ります。）又はタイプ4（<u>コース3、</u>コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10 又はコースGFに係るものに限ります。）に係るもの</p> <p>イ カテゴリー2に係るもの</p> <p>タイプ3（<u>コース1又はコース1の2に係るものに限ります。</u>）又はタイプ4（<u>コース3、</u>コースF、コースM又はコースGFに係るものに限ります。）に係るもの</p>

[\(令和7年2月1日現在\)](#)

目次（略）

第1章 総則

第1条（略）

（用語の定義）

第2条（略）

用語	用語の意味
1～12（略）	（略）
13 IP通信網利用回線	<p>(1) 削除</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に定める第2種契約（当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）又は当社のIP通信網サービス契約約款 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に定める第6種契約（当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）に係るDSL回線又は光アクセス回線であって、第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p> <p>（注1）（略）</p> <p>（注2）本欄(2)に規定する第6種契約は、次に掲げる区別、品目又は通信又は保守の態様による細目に係るものとします。</p> <p>ア カテゴリー1に係るもの</p> <p>タイプ3（1Mb/s 品目に係るものを<u>除きます。</u>）又はタイプ4（コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10 又はコースGFに係るものに限ります。）に係るもの</p> <p>イ カテゴリー2に係るもの</p> <p>タイプ3又はタイプ4（コースF、コースM又はコースGFに係るものに限ります。）に係るもの</p>

	<p>ウ カテゴリ 3に係るもの タイプ 3 (<u>コース 1 (1 Mb/s 品目を除く) 又はコース 1 の 2</u>に係るものに限ります。)又はタイプ 4 (<u>コース 3、</u>コース F、コース M、コース P 1 又はコース G F に係るものに限ります。)に係るもの</p> <p>エ カテゴリ 5に係るもの タイプ 3 (<u>コース 1 又はコース 1 の 2 に係るものに限ります。</u>)又はタイプ 4 (<u>コース 3、</u>コース F、コース M(メニュー B の保守メニュー 2 であって、東日本電信電話株式会社に係るものを除きます。)、コース B、コース P 1、コース P 10 又はコース G F に係るものに限ります。)に係るもの</p> <p>オ カテゴリ 6に係るもの タイプ 3 (<u>コース 1 又はコース 1 の 2 に係るものに限ります。</u>)又はタイプ 4 (<u>コース 3、</u>コース F、コース M(メニュー B の保守メニュー 2 であって、東日本電信電話株式会社に係るものを除きます。)、コース P 1 又はコース G F に係るものに限ります。)に係るもの</p> <p>カ カテゴリ 7に係るもの タイプ 4 (コース F、コース M 又はコース G F に係るものに限ります。)に係るもの</p>	14～48 (略)	(略)		<p>ウ カテゴリ 3に係るもの タイプ 3 (1 Mb/s 品目に係るものを<u>除きます。</u>)又はタイプ 4 (コース F、コース M、コース P 1 又はコース G F に係るものに限ります。)に係るもの</p> <p>エ カテゴリ 5に係るもの タイプ 3 又はタイプ 4 (コース F、コース M(メニュー B の保守メニュー 2 であって、東日本電信電話株式会社に係るものを除きます。)、コース B、コース P 1、コース P 10 又はコース G F に係るものに限ります。)に係るもの</p> <p>オ カテゴリ 6に係るもの タイプ 3 又はタイプ 4 (コース F、コース M(メニュー B の保守メニュー 2 であって、東日本電信電話株式会社に係るものを除きます。)、コース P 1 又はコース G F に係るものに限ります。)に係るもの</p> <p>カ カテゴリ 7に係るもの タイプ 4 (コース F、コース M 又はコース G F に係るものに限ります。)に係るもの</p>	14～48 (略)	(略)
第 2 章～10 章 (略) 別記、料金表、料金表別表 1、料金表別表 2 (略)				第 2 章～10 章 (略) 別記、料金表、料金表別表 1、料金表別表 2 (略)			

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編

附 則 (令和 6 年 12 月 18 日 C A S 1 第 000400006189-01 号)
この改正規定は、令和 7 年 2 月 1 日から実施します。